

2018 年度社会福祉士実習指導者講習会（島根会場）開催要綱

主催 一般社団法人 島根県社会福祉士会

「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、社会福祉士養成カリキュラムが改訂され、相談援助実習を行う実習指導者の要件として、実習指導者を養成するための講習会の受講が義務付けられ2012年4月から完全施行されました。下記の日程で、2018年度社会福祉士実習指導者講習会を開催しますのでご案内します。

※本講習会は、実習指導者の要件を満たす講習会として厚生労働省に届出られたものです。

日程・会場・定員・内容

日程	2018年12月15日（土）～16日（日）
会場	松江市総合福祉センター 4F 教養室 住所:松江市千鳥町70
定員	50名
内容	社会福祉士を対象とした2日間の集合研修 (実習指導概論、実習マネジメント論、実習プログラミング論、実習スーパービジョン論)

研修プログラム

【1日目】12月15日（土）

9:45～10:00	オリエンテーション/開講式
10:00～12:00	実習指導概論（講義2時間）
12:00～12:45	昼食・休憩
12:45～14:45	実習マネジメント論（講義2時間）
14:45～15:00	休憩
15:00～18:00	実習プログラミング論（講義3時間）

【2日目】12月16日（日）

9:00～16:50	実習スーパービジョン論 (講義・演習7時間) ※途中に昼食・休憩あり
16:50～17:00	閉講式/修了証授与

申し込み方法等

1. 受講対象者・資格：次の条件を満たす者

社会福祉士であること。(今後、実習指導をする予定のある方)

2. 受講費（テキスト代は含みません。）

会員： 8,000円 ※他都道府県社会福祉士会員の場合は会員価格になります。

非会員： 16,000円 ※入会手続き中の場合は会員扱いとなります。

3. 申込方法

①所定の受講申込書に必要事項をご記入の上、郵送またはFAXにてお申込ください。

②受講資格（社会福祉士）を確認しますので**非会員の方は必ず「社会福祉士登録証」のコピーを添付**してください。

③**お申込みは先着順ではありません**。申込受付期間終了後、受講者を決定します。

④受講定員を超えた場合は、原則会員を優先し、実務経験3年以上、実習指導との関わり（経験及び喫緊性）等を考慮し受講者を選考します。実習指導経験のある方、今後実習指導をする予定の方は受講申込書の9（実習指導との関わり）及び所属長の証明欄をご記入の上（任意）お申込ください。

4. 申込受付期間：9月25日（火）～10月22日（月）

申込受付期間外のお申込は受け付けられませんので、必ず上記期間内にお申込ください。

5. 受講可否の通知

受講可否は11月6日（火）頃までに、文書にてご連絡します。受講決定者には、あわせて事前課題、会場案内、受講費請求書及び納入方法、注意事項等についてもご案内します。

6. 宿泊・昼食

宿泊は主催者では用意いたしません。各自手配をお願いします。昼食については700円で斡旋します。

7. 申込上のご注意

- ①受講申込書は、記入間違いや記入漏れのないよう、楷書ではっきりとご記入ください。
- ②受講申込書の1から3（お名前・生年月日・ご住所）は**修了証に記載される事項**で、厚生労働省より指定されていますので、**登録証の通りに必ずご記入ください。**
- ③申込み前に、受講申込書のコピーをお手元にお控えください。

8. 研修テキストと事前課題

『社会福祉士実習指導テキスト―第2版―』（中央法規出版、2014年）を研修テキストとして位置づけおり、『社会福祉士実習指導テキスト―第2版―』に基づいた事前課題を提出いただきます。事前課題については受講決定時にご案内します。**事前課題の提出がない方は受講いただけません**のでご注意ください。

9. 修了の認定

- ①本研修は実習指導者となるための認定研修となります。全科目の受講が修了認定の条件となります。**遅刻・早退・中抜がある場合は修了とはなりません。**
- ②修了者には、研修終了後修了証を発行します。実習指導者になるためには修了証が必要となります。

10. 備考

受講にあたって配慮が必要な方は、申込書の該当欄にその旨を記載の上、お申込ください。

【参考】社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年3月24日 文部科学省・厚生労働省令第二号）に規定された実習指導者の要件は以下のとおりです。（実習指導者講習会の受講要件ではありません）

第三条一号ワ

実習指導等における相談援助実習（市町村において相談援助実習を行う場合を含む。）を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

（経過措置）

附則第四条3

相談援助実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、当分の間、児童福祉法に定める児童福祉司、身体障害者福祉法に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第15条第1項第1号に規定する所属、知的障害者福祉法に定める知的障害者福祉司若しくは老人福祉法第6条及び第7条に規定する社会福祉主事として8年以上相談援助の業務に従事した者又は平成21年3月31日までの間において第三条第一号ト（4）に規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の過程を修了した者を実習指導者とすることができる。

《お問合せ先・申込先》

一般社団法人 島根県社会福祉士会事務局

〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根1階

TEL・FAX.0852-28-8181 Eメール smnjacsw@apricot.ocn.ne.jp